

禁転載

平成 30 年度 品川区立学校教育職員採用候補者選考

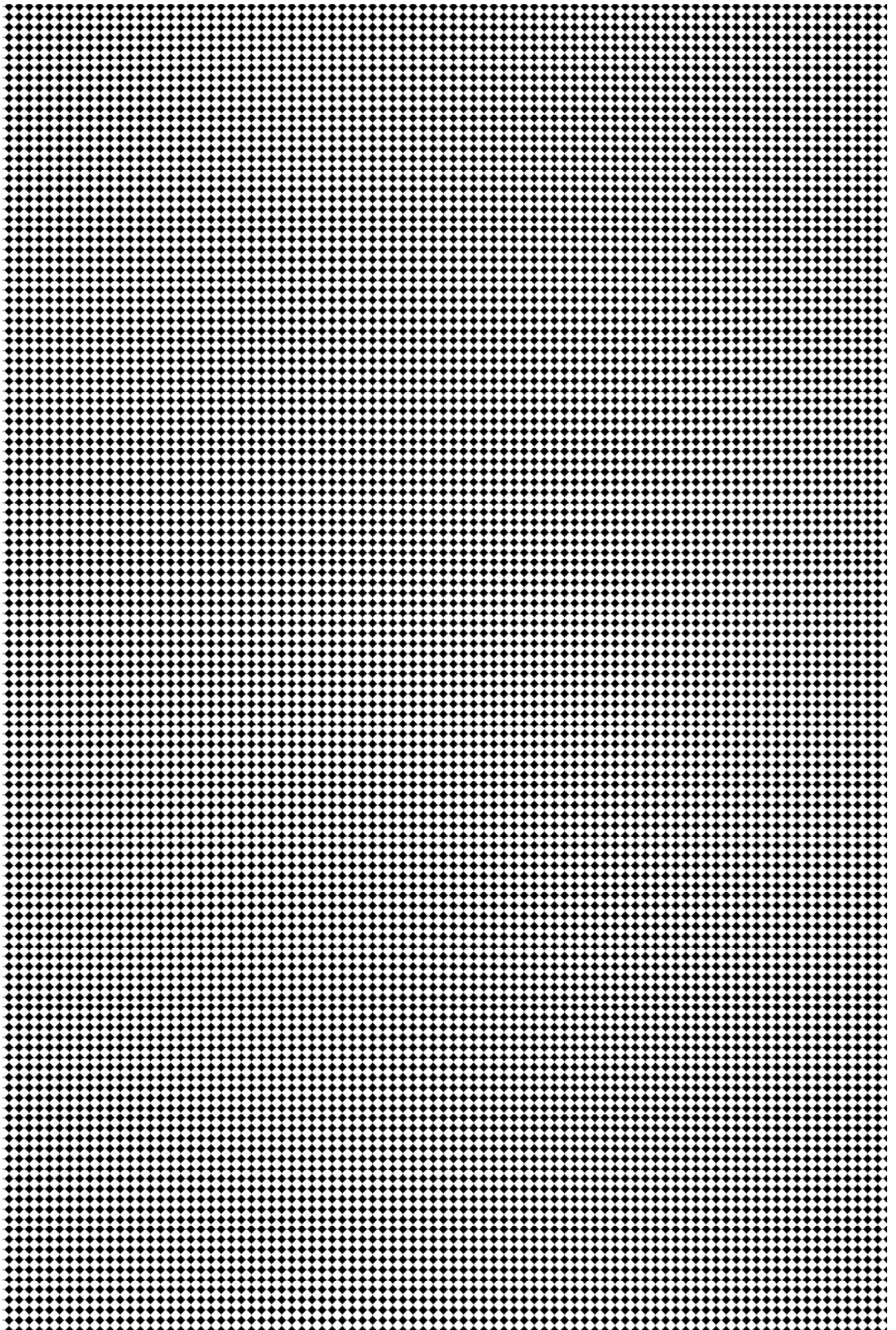
## 教職教養

### ◎注意事項

1. 指示があるまで、中を開けないでください。
2. 問題は全部で **20 題**です。
3. 試験時間は 60 分です。
4. 「はじめ」の合図で、解答用紙の所定の位置に氏名・受験番号を記入してください。
5. 各問題には 1 から 5 までの 5 つの選択肢がありますが、正答はそのうちの 1 つです。
6. 別紙の解答用紙の解答欄に、正答と思うところを先の丸い HB の鉛筆で次のように濃く線を引いてください。1 つの問題に 2 つ以上線を引くとその解答は無効となります。訂正するときは、消しゴムで完全に消してください。

1  1   3  4  5   
2  1  2  3  4

7. 試験終了後、解答用紙を係員に渡してください。
8. 試験内容に関する質問はできません。
9. その他、係員の指示に従ってください。



[No. 1] 次の文章は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）の一部であり、教育課程の意義について述べたものである。（A）～（D）に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

これからの教育課程や学習指導要領等は、学校の創意工夫の下、子供たちの（A）学びを引き出すため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「（B）」として、教科等や学校段階を越えて教育関係者間が共有したり、子供自身が学びの意義を自覚する手掛かりを見いだしたり、家庭や地域、社会の関係者が幅広く活用したりできるものとなることが求められている。教育課程が、学校と社会や世界との接点となり、さらには、子供たちの成長を通じて現在と未来をつなぐ役割を果たしていくことが期待されているのである。

それを実現するためには、まず学習する子供の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理する必要がある。その上で、整理された資質・能力を育成するために「何を学ぶか」という、必要な指導内容等を検討し、その内容を「どのように学ぶか」という、子供たちの具体的な（C）を考えながら構成していく必要がある。

この「どのように学ぶか」という視点は、資質・能力の育成に向けて、子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出していく上でも重要である。こうした観点からは、「子供の発達をどのように（D）するか」という視点も重要になる。

（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1. 多様で質の高い	学びの地図	資質・能力	評価
2. 豊かのためになる	学びの地図	資質・能力	評価
3. 多様で質の高い	学びの地図	学びの姿	支援
4. 多様で質の高い	開かれた教育課程	資質・能力	支援
5. 豊かのためになる	開かれた教育課程	学びの姿	評価

[No. 2] 次の文章は、小学校及び中学校の新学習指導要領（平成29年3月公示）の総則において、障害のある児童（生徒）などへの指導について述べたものである。（A）～（D）に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。なお、「児童（生徒）」と表記したのは、小学校では「児童」、中学校では「生徒」と表記されているためである。

（1）障害のある児童（生徒）などへの指導

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の（A）又は援助を活用しつつ、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

（ア） 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す（B）を取り入れること。

（イ） 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童（生徒）に対して、（C）指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す（B）の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と（C）指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、（D）児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

（以下、省略）

	（A）	（B）	（C）	（D）
1.	助言	自立活動	個別	効率的・組織的に
2.	指導	支援活動	通級による	効率的・組織的に
3.	助言	支援活動	通級による	長期的な視点で
4.	指導	支援活動	個別	長期的な視点で
5.	助言	自立活動	通級による	長期的な視点で

[No. 3] 次のA～Dは、それぞれある教育評価について述べたものである。以下の1～5に示す名称のうち、A～Dの解説に合致しないものが1つあるが、それはどれか。

- A 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。
- B 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況についての評価。
- C 児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積し、それらを活用して児童生徒の学習状況を把握するような評価。
- D 知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価。

- 1. ポートフォリオ評価
- 2. パフォーマンス評価
- 3. 目標に準拠した評価
- 4. 集団に準拠した評価
- 5. 個人内評価

[No. 4] 学習活動に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

- 1. 協同学習とは、小グループの教育的使用であり、学習者自身の学びと学習仲間の学びを最大限にするためにともに学び合う学習法である。
- 2. バズ学習は、有意味学習と受容学習の2つの学習の組合せから構成される。
- 3. ジグソー学習とは、カウンター・パート・グループにおいて代表が学習したことを、ジグソー・グループにおいて教え合うものである。
- 4. LTDは、予習セクションとミーティングセクションからなり、個人レベルでの理解をベースにして、他のメンバーと学習課題について話し合う。
- 5. 仮説実験授業とは、学習課題の解答を予測させ、その理由を意見交換した上で、実験等により正答を確認するものである。

[No. 5] 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. キャリア発達を促す教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて実践する教育である。
2. キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ねを意味する。
3. キャリア発達とは、自分にふさわしい職業を選択し自立していく過程において、必要なスキルや知識を獲得していくことを意味する。
4. キャリア成達は、知的、身体的、情緒的、社会的成達とともに促進される。
5. キャリア成達の理解には、まず、「一人一人の能力や態度、資質は段階を追って育成される」ということを理解しておく必要がある。

[No. 6] 特別支援教育に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 障害のある子供には、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援が必要である。
2. 特別な支援を必要とする児童生徒は、全体の傾向としての少子化傾向を受け、総数は減少している。
3. 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更、調整、すなわち合理的配慮が提供される。
4. 特別支援教育における合理的配慮の基礎となる環境整備は、国や都道府県、市町村、学校等が主として担当する。
5. 障害のある子供に対し、その状況に応じて合理的配慮が提供されるが、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面で均衡を失した又は過度の負担を課さないものである必要がある。

[No. 7] 次の文章は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）の一部であり、道徳教育について述べたものである。（A）～（C）に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

道徳教育については、平成27年3月に、学校教育法施行規則及び小・中学校の学習指導要領の一部改正が行われ、従来の「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けられた。

戦後我が国の道徳教育は、学校の（A）行うという方針の下に進められてきた。小・中学校に関しては、各学年週1単位時間の「道徳の時間」が、昭和33年告示の学習指導要領において設置され、学校における道徳教育の「要」としての役割を果たしてきた。

しかし、これまでの間、学校や児童生徒の実態などに基づき充実した指導を重ね、確固たる成果を上げている学校がある一方で、例えば、（B）に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科に比べて軽んじられていること、発達の段階を踏まえた内容や指導方法となっていないこと、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや読み物の登場人物の心情の読み取りのみに偏った形式的な指導が行われていたりする例があることなど、多くの課題が指摘されてきた。

このような状況を踏まえて行われた「特別の教科」化は、多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であるという認識に立ち、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「（C）」へと転換を図るものである。小学校で平成30年度から、中学校で31年度から全面実施されることに向けて、全国の一つ一つの学校において、「（C）」への質的転換が、着実に進むようにすることが必要である。

（A）	（B）	（C）
1. 教育活動全体を通じて	歴史的経緯	考え、議論する道徳
2. 教育活動全体を通じて	政治的言動	深い学びに向かう力
3. 教育活動全体を通じて	歴史的経緯	深い学びに向かう力
4. 道徳の時間を核として	政治的言動	考え、議論する道徳
5. 道徳の時間を核として	歴史的経緯	深い学びに向かう力

[No. 8] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律における学校運営協議会に関する記述として最も妥当なものは、次の1～5のうちどれか。

1. 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、指定学校の校長が任命する。
2. 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。
3. 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する全ての事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
4. 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の校長の承認を得なければならない。
5. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じた場合、運営委員を変更することができるが、その指定を取り消すことはできない。

[No. 9] 次の文章は教育基本法の一部である。( A ) ～ ( C ) に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 ( A ) 学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における ( B ) は、教育上尊重されなければならない。

2 ( C ) 学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

- |    | ( A )          | ( B ) | ( C )          |
|----|----------------|-------|----------------|
| 1. | 法律に定める         | 地位    | 国及び地方公共団体が設置する |
| 2. | 法律に定める         | 精神    | 国及び地方公共団体が設置する |
| 3. | 法律に定める         | 理念    | 法律に定める         |
| 4. | 国及び地方公共団体が設置する | 精神    | 法律に定める         |
| 5. | 国及び地方公共団体が設置する | 地位    | 国及び地方公共団体が設置する |



[No. 10] 義務教育学校に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 就学指定は、市区町村の教育委員会が、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定する制度であること。したがって、その指定に当たって入学者選抜は行わないものであること。
2. 義務教育学校は、小学校・中学校の学習指導要領を準用することとしており、学習指導要領に示された内容項目を網羅して行われることになるため、小学校・中学校と異なる内容・水準の教育を施す学校ではないこと。
3. 義務教育学校の施設については、同一敷地に一体的に設置する場合だけでなく、隣接する敷地に分割して設置する場合は認められること。隣接していない異なる敷地に分割して設置する場合は、設置目的から外れるため、認められないこと。
4. 義務教育学校の課程は、前期6年、後期3年に区分することとしているが、組織としては一体であり、義務教育学校の教職員は一体的に教育活動に取り組むこと。
5. 「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表す名称であり、個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではないこと。

[No. 11] 次の文章は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」の一部である。（A）～（D）に当てはまる言葉の組合せとして最も妥当なものは、以下の1～5のうちどれか。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、（A）であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な（B）ことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、（C）のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、（D）、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

（A）	（B）	（C）	（D）
1. 誤った指導	信頼関係を築く	戒告	叱責
2. 違法行為	個別指導を行う	訓告	早朝登校
3. 誤った指導	個別指導を行う	訓告	早朝登校
4. 違法行為	信頼関係を築く	訓告	叱責
5. 違法行為	信頼関係を築く	戒告	早朝登校

[No. 12] 教育公務員の服務に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 教育公務員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
2. 教育公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
3. 教育公務員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
4. 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。
5. 教育公務員は、当該職員の属する地方公共団体の区域外においては、一般の地方公務員と同様に、法律で定められている政治的行為をすることができる。

[No. 13] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律における教育長に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
2. 教育長の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 教育長は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。
4. 地方公共団体の長は、教育長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長を罷免することができる。
5. 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

[No. 14] 次のA～Dの人物と関連の深いものをア～エから選ぶとき、その組合せとして正しいものは、以下の1～5のうちどれか。

- A : マズロー
- B : リピット
- C : 三隅
- D : モレノ

- ア : PM理論
- イ : ソシオメトリック・テスト
- ウ : 愛と集団所属の欲求
- エ : 民主型リーダーシップ

	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>
1.	ア	エ	ウ	イ
2.	ウ	ア	イ	エ
3.	エ	ア	ウ	イ
4.	ウ	エ	ア	イ
5.	エ	イ	ア	ウ

[No. 15] 道德の発達に関する記述として最も妥当なものは、次の1～5のうちどれか。

1. コールバーグの道徳理論をもとに、ピアジェは道徳性の発達理論を展開した。
2. 9歳頃になると自己中心傾向が強くなり、自律的道徳判断の段階へと進む。
3. 自己の良心に方向づけられた道徳基準は、前慣習的水準と呼ばれる。
4. 他者の期待や他者からの承認をめざした道徳基準は、後慣習的水準と呼ばれる。
5. 大人の権威に基づくか、自己の利益に即した道徳判断は、他律的道徳性と呼ばれる。

[No. 16] 品川区の「体力向上」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 「体力・運動能力調査」(文部科学省)によると、子供の体力・運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が見られる。品川区では、子供たちが運動の楽しさを味わい、進んで運動し、体力を向上させることをねらいに、「SHINAGAWAアクティブライフプロジェクト」として体力向上に向けた取り組みを行っている。
2. 体力向上検討委員会は、学識経験者、区立学校の校長・副校長、教育委員会事務局職員で組織され、児童・生徒の体力に関わる課題を解決するために平成26年度に設置された。品川区の児童・生徒の体力に関する実態把握及び分析を行うとともに、体力向上推進事業の方向性や具体的な方策等について、様々な角度から検討を行っている。
3. 子供たちが運動を好きになり、主体的に運動することをねらいとして、「品川スポーツトライアル」を設定し、全校で共通の種目に取り組んでいる。バドミントンのシャトル投げや片手での新聞丸め、短縄の連続跳びなど、運動が苦手な子供でも行いやすい種目もあり、子供たちは新記録を目指して挑戦している。
4. テクニカルアドバイザーとは、体育の専門的な知識・技術をもった指導者のことである。担任に代わって授業の準備をしたり、教員とともに子供たちに直接個別指導をしたり、見本を見せたりすることで、確かな運動の技能を身に付けさせることを目指している。今年度より、全小学校・中学校・義務教育学校で実施している。
5. 平成28年9月、1分間程度で行うことができる簡単な運動事例集「ワンミニッツエクササイズ」のリーフレット〈ストレッチ系、バランス系、パワー系〉を作成し、区立学校の全教員に配布した。本エクササイズは、体育の授業や部活動のメニューに取り入れることで、学校の教育活動の中で全児童・生徒が生涯にわたって必要となる筋力や柔軟性を高めることを目指している。

[No. 17] 品川区の「コミュニティ・スクール（CS）」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 品川コミュニティ・スクールとは、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に参画することで、学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的としている。また、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すとともに地域の人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図ることも目指している。
2. 品川コミュニティ・スクールでは、学校運営に参画する「校区教育協働委員会」と実際に学校の支援を行う「学校支援地域本部」の2つの組織を同時に設置している。学校支援地域本部の設置は品川区独自の取組である。また、それぞれの組織の運営に関わり、学校と地域をつなぐ、「学校地域コーディネーター」を各学校の教員から選出している。
3. 校区教育協働委員会では、大きく分けて、学校運営の基本方針の承認と、その基本方針に沿って行われる教育活動の評価、区費教職員の配置等への意見を述べることと、学校支援活動の企画・調整を行っている。委員には校長以外に、学識経験者、地域住民、保護者、学校地域コーディネーター、卒業生らがいる。
4. 学校支援地域本部では、学校の教育活動を支える活動として、本の読み聞かせや「まち探検」の事前交渉、ミシン指導の補助などの授業支援、学校図書館ボランティア、町内美化活動、放課後や長期休業中の学習支援などがある。学校地域コーディネーターは、支援活動が円滑に行われるよう、保護者や地域、学校、関係諸機関などと連携し、調整を行っている。
5. 品川コミュニティ・スクールでは、学校運営の基本方針について、校区教育協働委員会が承認をし、学校支援地域本部の支援を受けながら教育活動を展開する。教育活動は、学校の自己評価および校区教育協働委員会の関係者評価により評価される。この評価を学校の教育活動の修正に活用したり、次年度の学校運営の基本方針につなげたりすることで、運営のサイクルを円滑に進める。

[No. 18] 品川区の「英語」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 品川区では、平成18年度に、1～6年生の「英語科」を新設した。また小学校の英語活動と中学校の英語教育をつなぐため、小学校には品川区独自のカリキュラムおよび教材を作成した。9年間の学習を、一貫教育の「4－3－2」のまとまりに分け、児童・生徒の実態に応じた統一的で一貫性のある「英語科」としてのカリキュラムを編成している。
2. 平成29年度より、全小学校・全義務教育学校前期課程で新カリキュラムによる英語指導を行っている。1・2年生はALT（外国人指導助手）、3～6年生は区が独自に採用するJTE（日本人英語専科指導員）と担任によるティームティーチングを行い、7～9年生では教科担任の授業と、一部でALTとのティームティーチングによる授業が展開されている。
3. 1～4年生では、英語によるコミュニケーションに「親しむ」ことをねらいとして指導している。4年生では、親しむことのまとめと、5～7年生で行われる身に付ける学習への意識付けとして「ジュニア・イングリッシュキャンプ」を実施している。ここでは、いろいろな国の出身の講師とゲームなどのアクティビティを通して、楽しみながら異文化に触れる学習を行っている。
4. 5～7年生では、初歩的な英語によるコミュニケーション能力を「身につける」ことをねらいとし、8・9年生では、初歩的な英語によるコミュニケーション能力を「活用する」ことを目指している。8年生では授業で身につけた英語を活用する活動として、パソコンを使って海外の講師とマンツーマンの英会話レッスンをを行う「品川イングリッシュレッスン500」を4校でモデル実施している。
5. 9年間の英語学習の成果を見るため、9年生の7月に「聞く（Listening）」「話す（Speaking）」「読む（Reading）」「書く（Writing）」の4つの技能に関するテストを行っている。テストのうち、「話す」技能テストについては、面接官であるALT（外国人指導助手）と生徒による面接形式により行っている。

〔No. 19〕 品川区の「オリンピック・パラリンピック」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 東京2020大会に向けて、品川区では、全校（園）が「よい、ドン！スクール」に認証されており、各校（園）が特色を生かしながら、年間35時間程度の教育を実施している。そのうち、5校（園）がオリンピック・パラリンピック教育アワード校に、1校がパラリンピック競技応援校（ブラインドサッカー）に指定されている。
2. 各校では、各教科や学校行事等の取組を「4つのテーマ（オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境）」に「4つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）」を組み合わせ合わせたオリンピック・パラリンピック教育を行っている。品川区では、それらの取組を通して、「おもてなし」「障害者理解」「スポーツ学習」「和の心」「国際的な視野」の5つの資質を重点的に育てている。
3. 「世界ともだちプロジェクト」では、世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することを目指している。各校がオリンピック・パラリンピック出場5カ国について、調べ学習を行ったり、大使館や領事館、姉妹都市、友好都市、留学生などとの交流活動を行ったりしている。その過程で日本文化や他国の文化に触れ、おもてなしの心や和の心、国際的な視野を育成する。
4. 東京2020大会における区内開催競技の「ホッケー」、「ビーチバレーボール」と、品川区応援競技である「ブラインドサッカー」の競技体験教室を行っている。競技を通してスポーツに親しむだけでなく、選手との交流を通してフェアプレーの精神や粘り強い心を育てることで、部活動等における競技力の向上を目指している。
5. オリンピック・パラリンピック教育の学習を進めるにあたっては、東京都が作成した学習読本や教育映像教材（DVD）に加え、品川区独自教材である「よい、ドン！しながわ」を活用している。この教材は、品川の歴史や特色をオリンピック・パラリンピックに関連付けて掲載し、オリンピック・パラリンピックへの関心を高められるようにしている。



[No. 20] 品川区の「品川教育ルネサンス」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 品川区では、品川区長期基本計画「品川区基本構想」に則り、平成11年度に「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」の前身となる、教育改革「プラン21」を策定した。平成12年度の小学校の学校選択制実施に始まり、中学校の学校選択制、区独自の学力定着度調査の実施、外部評価制度、小中一貫教育等の様々な取組を実施してきた。
2. 学校は、地域や環境、子供たちの実態を的確に捉え、自ら考え主体的に判断する自律的な学校運営を行っていくことが重要になっている。品川区では、次代を担う子供たちのために、これまで培った成果を生かしながら、制度の見直しや施策の再構築を図り、新たな「品川教育」を創生する「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」を進めている。
3. 「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」は「品川区の義務教育9年間の教育体制の構築」、「地域とともにある学校づくりの推進」、「品川区立学校教育要領の策定」の3つの柱がある。この柱を基にしてさまざまな施策を実施することによって、品川区の教育の更なる充実と質の向上を図っている。
4. 子供を取り巻く環境は複雑化し、学校に求められる課題も多様化している。各課題は深刻化し、学校だけでは対応が困難な事例も多くなってきた。「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」の実施にあたっては、学校が自律的な運営を行うための力を付けるとともに、保護者や地域が総がかりで課題を解決する仕組みづくりが不可欠である。
5. 品川区では平成18年度から全国に先駆けて区立小・中学校で小中一貫教育を開始し、小学生と中学生が一つの施設で学ぶ施設一体型の小中一貫校も順次6校設置した。「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」が始まった平成28年には、学校教育法の一部が改正され、それを受けて同年4月に、施設一体型小中一貫校6校を義務教育学校として設置した。